

「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（案）」に関するパブリックコメントにおける 主な御意見の概要とこれらに対する考え方

- 「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（案）」に関する意見募集結果
 - 募集期間：令和2年11月26日から12月25日まで
 - 提出数：313件

主な御意見の概要とこれらに対する考え方は、以下のとおり。

I. 考え方

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|--|
| 1 | <p>(海洋プラスチックごみ問題対策・地球温暖化対策等との関係について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋プラスチック問題については、ポイ捨てや不法投棄をする人のモラルの問題。3Rと関連はするものの対処としては切り離して考えるべき。 ・プラスチック資源循環は、気候変動対策や海洋プラスチックごみ問題などの総合的な環境影響を踏まえて対策が講じられるべき。 ・2050年カーボンニュートラルに寄与することが重要。 ・柔軟剤に含まれるマイクロカプセルなどの一次マイクロプラスチックの発生抑制対策や、魚箱・人工芝・農業用マルチシートなどから発生する二次マイクロプラスチックの調査・検討についても盛りこむべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地球規模での資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題への対応は、SDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）でも求められているところです。 ・本案では、プラスチック廃棄物の排出抑制や回収・リサイクル拡大のための環境整備、代替素材への転換を促進するための施策をお示ししており、これらの施策は、資源の有効利用だけでなく、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題の解決にも寄与するものです。 ・海洋プラスチックごみ問題の解決に向けては、ごみの適切な回収・処分を徹底した上で、ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出の防止や、散乱ごみ・海洋ごみの回収、代替素材の開発・転換などのイノベーションを推進していくことが重要であり、これらの対策については、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」や「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」、「プラスチック資源循環戦略」に基づき実施していくこととしています。 |
| 2 | <p>(各主体の役割について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リデュース・リユースに取り組む事業者が経済的なインセンティブを最も受けるようにすることも含めて、プラスチックごみを増やさないためにはどうしたらよいか、生産者自らが考える施策とすべき。 ・多様な主体が自ら参画し、相互に連携しながら効率的な循環を可能とする環境整備を進めることができることが必要であるという点に賛同する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックは、その有用性から経済社会に浸透し、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されています。こうした素材の資源循環を進めるためには、多様な主体が自ら参画し、相互に連携しながら、効率的な循環を可能とする環境整備を進めることが必要です。 ・「プラスチック資源循環戦略」の策定以降、事業者、地方公共団体、NGO及び消費者等の幅広い主体において、創意工夫に基づく先進的な取組が進められていますが、このような取組が一部に留まるのではなく、さらに資源循環の取組の輪を広げていくことが必要です。 ・本案は、こうした考え方の下、高度な資源循環の実現に向けた環境整備について具体化したものです。 |

| | | |
|---|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 社会全体での効率的なリサイクルの仕組みの構築により環境負荷低減と各関係主体の負担が軽減できるよう、大きな視点に立った施策を求める。 産官学連携が重要。技術開発など、学術機関との連携を促してほしい。 | |
| 3 | <p>(施策の基本原則・優先順位について)</p> <ul style="list-style-type: none"> プラスチックという素材に着目することは重要な視点であり賛同する。 最終目標として2050年までの石油由来プラスチックからの脱却を掲げ、プラスチックに頼らないビジネスへの転換支援を行うべき。 リサイクルは新たなエネルギーの投入と廃棄物の発生とを伴うため、廃棄物ヒエラルキーの考え方を前提に、リサイクルありきではなく上位のリデュース・リユースを優先すべき。 環境配慮型素材への切り替えを推進するだけでは、大量消費・大量廃棄の問題は解決しないのではないか。 地域の電力生産にも貢献するプラスチックの熱回収を、日本式のリサイクルとして世界に認められる環境・仕組みの整備を進めてほしい。 地球温暖化防止などの課題があるため、安易に「熱回収」について記載すべきでない。 バイオプラスチックへの代替促進において、バイオマスプラスチックは再生可能資源であることを追記してほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源循環施策の基本原則・優先順位については、循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則を踏まえ、「プラスチック資源循環戦略」において定めた基本原則においてお示ししています。即ち、製品・容器包装の機能確保との両立を図りつつ、 <ul style="list-style-type: none"> ①回避可能なプラスチックの使用を合理化した上で、 ②必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まるごとに再生素材や再生可能資源に切り替え、 ③できる限り長期間、プラスチック製品を使用しつつ、 ④使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で徹底的に分別回収し、再生利用する（それが技術的経済的な観点から難しい場合には熱回収によるエネルギー利用をする） という「3R+Renewable」の考え方で、プラスチックの資源循環に取り組むこととしています。 本案では、戦略で既に示されているこの基本原則に沿って、高度な資源循環の実現に向けた環境整備について具体化したものです。 バイオマスプラスチックについては、趣旨が明確となるよう必要な箇所について修正することとします。 |
| 4 | <p>(環境・経済・社会の三方よしについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源・環境両面の課題解決をするという姿勢や、経済成長・雇用創出も含めて、グローバルな国際競争における経済の発展と絡めて「環境・経済・社会の三方よし」という考えを示していることに賛同する。 新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済状況も十分に踏まえながら、中小企業のイノベーションやビジネスチャンスの創出等を後押しする政策的支援についても検討すべき。 「少子化」や「高齢化」とプラスチック廃棄物との関係性が不明。 | <ul style="list-style-type: none"> 本案においては、プラスチック資源循環への貢献をグローバル市場における中長期的な競争力の確保につながる我が国の新たな成長エンジンと捉え、中小企業を含むあらゆる企業にとっての成長分野として投資ができる環境整備を進めいくこととしております。国としても、リサイクル・代替素材に関する技術の開発・実証や設備導入を支援してまいります。 少子高齢化による影響については、高齢化による日々のごみ出しの課題や分別意識の変化など、プラスチック資源循環をめぐる状況においても様々な課題があると認識しております。今後のプラスチック資源循環施策は、こうした課題にも適切に対応していく必要があります。 |
| 5 | <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> プラスチックはフードロス削減や新型コロナウイルス感染対策などに貢献しており、こうした貢献も認識・考慮すべき。 再生プラスチックの原料・添加物には、有害な化学物質が使われないよう管理を徹底するとともに、消費者への情報提供のため、 | <ul style="list-style-type: none"> 「プラスチック資源循環戦略」において、プラスチックは食品ロスの削減やエネルギー効率の改善などに寄与し、我が国の産業界もその技術開発に率先して取り組むなど、社会的課題の解決に貢献して来たと評価をされております。 また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、衛生用途を中心にワンウェイであることが不可欠な用途があり、プラスチックの果たす役割が再認識されているところです。 |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>添加剤を含めたプラスチック製品のすべての原材料について表示を義務付けるべき。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本案は、こうした事情も適切に織りこみつつ具体化をしたものです。 ・また、プラスチック再生材の安全性を確保しつつ、繰り返しの循環利用ができるよう、プラスチック中の化学物質の含有情報の取扱いの検討・整理を行っていきます。また、これらの化学物質に係る分析測定・処理を含めた基盤を整備していきます。 |
|--|---|---|

II. 主な施策

1. リデュースの徹底

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|--|
| 6 | <p>(リデュースの徹底に係る考え方について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生目的であっても安易に使い捨てを前提とすべきではない。 ・食品や医療品の安全性や衛生面、フードロス削減などの機能面への影響がでることが懸念されるため、慎重な検討をするべき。 ・これまでのリデュース等の取組を公正に評価するべき。 ・量り売りや裸売りなど提供方法の工夫や過剰包装を減らすなど商品設計を見直すことで根本から使い捨ての利用を削減するとともに、リユース・長期使用や、紙などの代替素材へ転換を進めるべき。 ・メーカーに対する過剰な品質要求によるロスは、リデュースに逆行するものであり、その適正化に向けた啓蒙が必要。 ・代替素材は、リデュース、リユースが不可能なものに対して、持続可能性が高まるなどを前提に、補完的な位置づけとして検討すべきであり、バイオプラスチックに限らず、紙・セルロースやガラスびんなども幅広く候補とすべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品について、製品・容器包装の機能確保との両立を図りながら、過剰な使用を回避すべきは回避とともに、素材の代替が可能な用途では代替を進めることでリデュースを徹底することが必要です。 ・その際、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、衛生目的を中心にワンウェイであることが不可欠な用途があり、ワンウェイのプラスチックの役割が再認識されていることも踏まえるとともに、このような状況を踏まえ”3R+Renewable“の基本原則に沿った対応がこれまでにも増して重要なことを勘案した対応としてまいります。 ・その他頂いた御意見については今後の政策検討の参考とさせていただきます。 |
| 7 | <p>(リデュースの徹底に係る施策について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制的な手法ではなく、支援策や事業者に対するインセンティブ措置を検討するべき。 ・海外の規制も踏まえ、削減対象とする品目を具体的に明らかにして削減目標を定めるなど段階的に規制するべき。 ・ワンウェイやそれに限らずプラスチック製の容器包装・製品について、課税や有料化、国内での販売・製造の禁止をするべき。 ・プラスチックは、幅広い分野で使われていることから、トータルな環境負荷低減に繋がるリデュース施策とすべき。 ・個々の製品分野における詳細の課題や取組は業界や関係団体が自主的ガイドラインで取り組む仕組みとすべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・リデュースの徹底に向けては、製造事業者には軽量化等の環境配慮設計や代替素材への転換を、流通・サービス事業者等には過剰な使用の削減や代替素材への転換を促すための環境を整備することとしています。 ・まず、プラスチック製容器包装・製品の設計に当たっては、多種多様なプラスチック製容器包装・製品の事情に応じて、その設計決定者が取り組むことが求められる環境配慮設計の基本思想やライフサイクル評価、製品評価の観点等の基本的な事項を整理した指針を示すことにより、これを踏まえた事業者による環境配慮設計やそのための業界単位での設計の標準化などを促すこととしています。 ・また、プラスチック製容器包装・製品の提供に当たっては、消費者のライフスタイル変革を通じた使用の合理化を図るため、消費者と直接の接点を持つ小売・サービス事業者等に対して、ストロー・カトラリーをはじめとするワンウェイプラスチック製容器包装・製品について、消費者の意思確認の徹底、提供方法の工夫や軽量化されたものの提供等を通じた過剰な使用の削減や代替素材への転換など |

| | | |
|--|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製品は、同一の製品であってもその提供の目的や様様は様々であり、有料化やポイント付与、提供方法の工夫など実際に即した措置とすべき。 ・ストロー やカトラリーなどの製造事業者への影響も考慮するとともに、国が業態転換を支援すべき。 ・リターナブル容器への支援、水飲み場の整備によるマイボトル普及、流通・サービス事業者等に対してリユース容器・包装への転換を求めるなど、リユースを推進するべき。 ・代替素材の普及が進むことを想定し、消費者の行動変容を正しく促すためにも、消費者が区別しやすい商品設計・表示となるような仕組み作りが重要。 ・消費者がプラスチック製か紙製か素材を選択できる仕組みとして、選択は消費者に委ねるべき。 ・実効性確保のため、企業規模によらず中小規模も含めて一律の措置とするほか、周知を徹底すべき。 | <p>事業者が取り組むべき措置を示し、これを踏まえた取組を行うことを求めてまいります。その際、御指摘のリユース容器等への転換も選択肢の1つです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の具体化に向けては、こうした措置の製造事業者への影響も考慮するとともに、環境配慮設計がなされたプラスチック製容器包装・製品の普及が促進され、また、消費者のライフスタイルの転換が図られるよう、国等による率先調達や消費者への情報提供等を行うなど頂いた御意見を参考とさせていただきます。 |
|--|--|--|

2. 効果的・効率的で持続可能なリサイクル

(1) リユース・リサイクル可能な製品設計

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|---|
| 8 | <p>(リユース・リサイクル可能な製品設計に係る施策のあり方について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合素材の確認、トレーサビリティ確保の観点から、事業者がライフサイクル全体に責任を持つようリユース・リサイクルが可能な製品の生産や使用、プラスチックの添加剤を含めた全ての原材料表示、再生素材の使用率や再利用率を義務づけるべき。 ・環境配慮設計の普及やそれに適合した業態への転換に向けて国が支援するべき。 ・リユース・リサイクルが容易な設計、製品の普及を確実に促進するため、その設計を公平に評価し、リユース・リサイクル費用の負担のあり方を検討するべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装・製品の設計にあたっては、循環性のみならず安全性や機能性等の多角的な要求に対応した形で進める必要があり、活用分野によって大きく事情が異なることに考慮をしながら、新たな技術・イノベーションも弾力的に織り込むことが可能な形で、環境配慮設計の基本思想や優先順位、関連技術等の視点を整理し、設計の転換を促す環境を整備することが必要です。 ・また、易分別性・易リサイクル性等の環境配慮設計や再生素材・バイオプラスチック利用などのイノベーションが促進される公正・公平なリサイクルの仕組みを検討いたします。 |
| 9 | <p>(環境配慮設計指針のあり方について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針は、事業者の規模・取扱量によらず全てのプラスチックに適用され、海外での規制との整合性が確保され、社会的コストの低減と合理的・効率的な観点に立った実行可能な指針とするべき。 ・指針は、新素材、再生可能素材の利用促進、安全性や機能性の観点、ライフサイクルの各工程での適切な判断基準、他の環境価値 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮設計の指針については、循環性のみならず安全性や機能性等の多角的な要求に対応した形で進める必要があり、活用分野によって大きく事情が異なることに考慮をしながら、新たな技術・イノベーションも弾力的に織り込むことが可能な形で、環境配慮設計の基本思想や優先順位、関連技術等の視点を整理し、設計の転換を促す環境を整備することが重要であり、国が環境配慮設計の基本思想やライフサイクル評価、製品評価の観点等の基本的な事項を整理した指針を示し、 |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>とのトレードオフ、LCAの観点等を盛り込んだものとするべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器包装の材質、構造は複雑にならざるを得ないため、容器包装の環境配慮設計において一律的な規制は馴染まず、事業者が自らの取り扱う製品の特性を踏まえた上で自主的に判断できるようべき。 業界単位の設計の標準化については、輸出入される製品も含め統一した基準とし、ダブルスタンダードとならないよう留意すべき。 | <p>事業者による環境配慮設計やそのための業界単位での設計の標準化を促すことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> したがって、事業者の設計転換を後押しすることが重要であり、既に海外等で課されている規制や基準との整合性も考慮しつつ、合理的かつ実効的な指針を策定してまいります。 |
|--|--|---|

(2) プラスチック資源の回収・リサイクルの拡大と高度化

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|---|
| 10 | <p>(プラスチック資源循環の拡大について)</p> <ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源の分別回収・自主回収・リサイクルについて、特定のステークホルダー（市町村・事業者・消費者等）の負担が不合理に増加することのないよう配慮すべき。 処理コストの増加については国民全体で負担すべき。 国は取組を行う自治体や事業者がメリットを得られる仕組みを構築するとともに、連携促進による効率的なプラスチック資源の回収を推進すべき。 また、地理的な条件等により分別回収の取組が困難な市町村についても、取り残されることのないように必要な支援を行うべき。 | <ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源循環の実現に向けては、事業者、自治体、消費者といった関係者が連携協働しながら、それぞれの取組みを最大限進めていただくことが重要と考えています。事業者にあっては、製造・販売したプラスチック製容器包装・製品の自主回収・リサイクルを率先して行い、市町村は、それ以外のプラスチック製品を容器包装とまとめてプラスチック資源として分別回収し、消費者は事業者・市町村双方の回収ルートに適正に資源を乗せるよう分別に協力することが期待されます。 回収・リサイクルの拡大と高度化に当たっては、特定のステークホルダーの負担が不合理に増加することのないよう配慮し、施策を進めてまいります。 さらに、国において、地域の実情に応じた率的な分別収集体制の構築支援や必要となるインフラ設備補助といった財政支援等に、最大限取り組んでまいります。 |

(i) 家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|--|
| 11 | <p>(プラスチック資源の一括回収について)</p> <ul style="list-style-type: none"> プラスチック製容器包装・製品を、効果的かつ効率的に分別回収・リサイクルするため、まとめて回収することに賛成する。分別に当たっては、プラスチック製品を容器包装と合わせて分別回収することや製品への表示方法も含めわかりやすい分別ルールとするとともに、地域毎に異なる分別ルールの統一を図ることで、分別促進や選別工程の効率化・広域化を図り、リサイクルの質と量を向上させるべき。 単一素材での循環が構築されているものについては、他の製品と混合されないよう分別を維持し、可能な製品については水平リサ | <ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源循環の促進については、プラスチック製容器包装と製品をまとめるなど消費者にとって分かりやすい分別ルールとし、全国的にそれを広げることで、さらなるプラスチック資源の回収・リサイクルの拡大と高度化を図ってまいります。 素材や製品の特性を踏まえ、質の高いリサイクルが期待できるものについては、単一製品として回収し、より高品質なリサイクルを推進してまいります。 また、回収されたプラスチック資源については一定の品質の確保を図ることで、リサイクルに支障の生じないようにし、プラスチック資源循環の量と質の向上を図ってまいります。なお、平成29年度に環境省が行った、プラスチック製容器包装・製品の分別回収及び中間処理の合理化に係る実証事業において、実証事業 |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>イクルを推進する等、高品質なリサイクルのための取組を推進するべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製品からの再生素材の製造や発生する残渣について円滑な処理に支障が生じないよう、対象とする品目や、市町村による中間処理における、回収物の品質担保の方法、残渣の適正な取扱い等について十分な検討を行うべき。 | <p>の条件下では、プラスチック資源の回収量の増加及び事業全体の効率性の向上が見られ、また再生樹脂の品質については向上もしくは現在と同水準であるとの成果が得られております。</p> |
| 12 | <p>(選別工程の一体的運用による合理化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村とリサイクル事業者で重複している選別等の中間処理を一体的に実施できる環境を整備することは、経費削減につながる可能性があるが、市町村の選別（異物除去）とリサイクル事業者の選別（材料仕分け）は目的が異なるため、合理化に当たっては、市町村と事業者の処理工程を勘案し、両者の線引きや、合理化後の処理に係る社会コストが増加していないか等について、個々の実態を踏まえしっかり検討すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・選別工程の一体的運用による合理化については、個々の実態を踏まえ、プロセス全体でのコスト低減が見込まれること、リサイクルの支障がないことを確認し、費用最小化と資源有効利用率の向上を図ってまいります。また、合理化に当たっては、特定のステークホルダーの負担が不合理に増加することのないよう配慮し、施策を進めてまいります。なお、平成29年度に環境省が行った実証事業において、市町村の中間処理の省略により事業全体の効率性の向上が確認されたところです。 |
| 13 | <p>(分別努力に応じたインセンティブ等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの有料化や減量化、再資源化などの取組を行っている地域に対して、補助金等によるインセンティブを設けるべき。実施に当たっては、地域特性に配慮するとともに、十分な周知期間を設け計画的に取組が実施できるようにすること。 ・家庭ごみの有料化を推進することにより、不法投棄の増加につながらないよう留意すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域で計画的に取組が行われるよう地域特性にも配慮しながら、市町村によるプラスチック資源の分別回収等についてのモデル事業の実施や、家庭ごみの有料化の検討及びプラスチック資源の分別回収の実施を循環型社会形成推進交付金の要件とすること等を通じて、地域の分別回収の取組を後押ししてまいります。 ・また、家庭ごみの有料化が消費者による不法投棄につながることがないよう、関係主体とも連携し、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた措置の強化、普及啓発等の対策を進めてまいります。 |
| 14 | <p>(事業者による自主回収)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装・製品について、事業者による自主的な回収・リサイクルの取組が円滑に実施できるような仕組みを整備し、対象や量の拡大を積極的に推進すべき。 ・高品質な再生材料を効率的に一定量確保するため、自らが製造・販売した製品に限らない同種のものを合わせた回収や、収集・運搬の効率化のため、帰り便の活用などを可能とするとともに、製造者から消費者までのサプライチェーン全体での関係事業者や市町村との連携や、業界横断的な取組を支援すべき。 ・自主回収を推進するため、消費者の分別回収への協力や、事業者による回収に対するインセンティブが発生するような仕組みとしてデポジットの促進等を検討すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源の質の高いリサイクルを推進するため、プラスチック製容器包装・製品の製造・販売事業者が、各製品等の流通・販売の状況に合わせて最適な回収ルートを構築し、リサイクルを行うことが必要です。製造・販売事業者が自ら製造・販売したプラスチック製容器包装・製品に加えて、これらと同種のものも含めたプラスチック資源について自主回収・リサイクルすることを可能とするなど、自主回収に係る取組の円滑化を図ります。 ・また、自主回収の取組は、循環経済の促進にも資するビジネスモデルであり、製造・販売事業者等のステークホルダーが相互に連携した自主回収のビジネスモデル構築について、モデル事業支援等により事業者による回収量の向上の取組を後押ししてまいります。 ・さらに、消費者へのポイント付与等の事業者による様々な取組を支援することで、回収量向上を図ってまいります。 |

(ii) 事業者から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|---|--|
| 15 | <p>(排出事業者が取り組むべき措置について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出事業者が取り組むべき措置については、各業種の排出実態やリサイクル設備の整備状況等地域の実情を踏まえ、事業者が無理なく実施でき、意欲ある事業者を後押しするようなものとすべきであり、既存の法令・制度との違いや、対象となる業種・事業者、措置内容を具体的に示してほしい。 事業者による分別の徹底、リユースやリサイクルを義務化すべき。 事業者から排出されるプラスチックの排出抑制、分別のために、従業員ひとりひとりを含めた排出事業者への周知やインセンティブが必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者から排出されるプラスチック資源については、その業種・業態等に応じて排出や処理の実態（性状や量、地域性等）が異なることから、各業種の実態を踏まえつつ、排出事業者が自らのプラスチック資源を高度リサイクルする取組を進めることが重要です。 このため、具体的には、排出事業者に対し、プラスチック資源の排出抑制や分別・リサイクルの徹底、これらの実施のための体制の整備、取組状況とその成果に係る情報発信等を含め、事業者が取り組むべき措置を示すとともに、取組を行うことを求めることとしております。 今後、施策の具体化に向けては、排出事業者への周知を図るとともに、後述のとおり、排出事業者がリサイクルを行う事業者と連携して自らが分別・排出するプラスチック資源を円滑に高度リサイクルすることを可能とする措置や、リサイクルの技術開発・インフラ整備等を通じて支援してまいります。 |
| 16 | <p>(自らのプラスチック資源を高度リサイクルすることを可能とする措置について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広くサプライチェーンに係わる事業者が、自主的に、複雑な手続なく収集運搬・中間処理等ができるようにすべき。 排出事業者とリサイクル事業者の具体的な連携のあり方を示すとともに、リサイクル事業者に関する情報の集約など、連携に向けた環境整備を行うべき。 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者から排出されるプラスチック資源について、排出事業者がリサイクルを行う事業者と連携し、自らが分別・排出するプラスチック資源を円滑に高度リサイクルすることを可能とする措置を講じることが必要です。 なお、排出事業者とリサイクル事業者の具体的な連携のあり方を含め、先進的な取組については、ビジネスモデル構築への支援や、クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス（CLLOMA）やプラスチック・スマートなどのプラットフォームを活用した成果の共有などを通じて、取組の横展開を進めてまいります。 |
| 17 | <p>(国内外の資源循環の両立について)</p> <ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源や製品の適正な輸出入がむやみに滞ることのないようにすべき。 国内のCO2削減に貢献する観点から、PETボトルについては国内資源循環を優先すべき。 プラスチックごみを海外へ輸出すべきではない。 | <ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源については、国内における資源循環の体制の構築を推進しつつ、適切な輸出入管理を通じて、輸出先国の環境保全と国内外の資源循環の両立を図ってまいります。 なお、本年1月から改正バーゼル条約が発効し、プラスチック廃棄物の越境移動について適正に管理することとしております。 |

(iii) 効率的な回収・リサイクルの基盤整備

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|---|
| 18 | <p>(最適な手法によるリサイクル及び基盤整備について)</p> <ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源の性状（排出と処理の実態や再生素材の需要、汚れの付着、複合素材、塩素等の課題を含む）に応じた最適な手法の選択が可能となるよう、基準の設定や、必要となる設備・技 | <ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源の回収・リサイクルを拡大していく上で、回収・リサイクル設備の効率性向上と処理能力の確保が不可欠です。このため、バージン材と遜色のない高い品質の再生素材の供給等を目指す高度なマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを含め、プラスチック資源の性状に応じた最適な手法の選択が可能となるよう、必要なリサイクル・熱回収の技術開発と社会実装に向けたインフ |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>術開発に対する補助金や助成金、LCA評価に必要な情報の整理、規制緩和等の支援を検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルや熱回収手法の選択に当たっては、CO₂の排出量等の環境への悪影響、再生素材の品質等を総合的に勘案すべきである。 ・処理コストの適正化、設備の安定稼働のためには、回収・処理の広域化による規模の拡大など、プラスチック資源を安定して収集する仕組みが必要である。 | <p>ラ整備を進めるとともに、最適な手法の選択にも資するLCA評価に活用可能な情報の整理等についても検討してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、排出事業者がリサイクルを行う事業者と連携し、自らが分別・排出するプラスチック資源を円滑に高度リサイクルすることを可能とする措置を講じるなど環境整備を進めることとしており、リサイクルの原料となるプラスチック資源の安定的な調達に向けた回収等につながると考えています。 ・具体的な支援として、令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算案において、脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業（36億円）、脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業（119億円）が盛り込まれているほか、中小企業を支援するため、日本政策金融公庫による融資の貸付対象のリサイクル設備・代替素材製造設備等への拡充が盛りこまれております。 |
| 19 | <p>（受け皿となるリサイクル事業者の処理ポテンシャルの有効活用について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再商品化手法が適切に組み合わされるような制度を設計し、導入すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源の回収・リサイクルを拡大していく上で、回収・リサイクル設備の効率性向上と処理能力の確保が不可欠であり、このため、プラスチック資源の性状に応じた最適な手法の選択が可能となるよう、必要なリサイクル・熱回収の技術開発と社会実装に向けたインフラの整備を支援することとしています。資源回収量の拡大等の今後の変化に対応し、その受け皿となるリサイクル事業者の処理ポテンシャルを有効活用する方策を必要に応じて検討いたします。 |
| 20 | <p>（異物混入対策について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン電池、注射器等の異物がプラスチックと不可分の状態で排出されるケースを想定した対策が必要。 ・リチウムイオン電池について、混入対策のために、リチウムイオン電池についての回収しやすい製品設計、統一したマーク、身近な回収拠点の設置、一般市民や市町村への周知徹底を推進すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な回収・リサイクルの基盤整備に向けて、リチウムイオン電池等のプラスチック資源への異物混入対策は重要と考えており、消費者による適切な分別のための効果的な周知・情報提供を行うとともに、消費者が排出しやすい回収ルートの整備・維持に取り組むなど、社会システム全体として合理的かつ実効的な方策を考えいくことが必要であることから、リチウムイオン電池使用製品の輸入状況等の実態把握も含め、適切に進めてまいります。 |

3. 再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|---|---|
| 21 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品だけでなく、建材や産業用機器など、幅広いプラスチック製品について代替素材を利用促進すべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・再生素材やバイオプラスチックなどの代替素材について、各製品・素材の特性、利用実態とポテンシャルを踏まえ、利用を拡大することが必要であり、家庭用品に限らず幅広いプラスチック製品・容器包装について、代替素材の利用促進を図ってまいります。 |

(1) 再生素材の利用促進

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|---|
| 22 | <p>(再生素材導入促進に関する施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生素材の利用について、輸出入量も含め、高精度でタイムリーに利用実態を把握できる仕組みづくりや、再生素材の需要側からの意見を踏まえた再生素材の用途拡大とそのための支援を求める。 バージンプラスチックへの課税、再生素材の使用比率目標の設定や使用義務付けを求める。 安全で高品質な再生素材の開発、素材別の回収、プラスチックごみの分離精製技術の開発・普及への支援、ニーズ・シーズのマッチング、リサイクル事業者への支援・育成、環境価値の「見える化」（省資源・省エネルギー等）した国際競争力のある認証・表示の整備による再生素材への付加価値付与及び販路拡大等について、中小企業への支援も含めたインセンティブの付与を期待する。 | <ul style="list-style-type: none"> 再生素材の利用実態と今後の見通しを把握し、製品用途別の利用ポテンシャルに応じて品質・コスト・安定供給のボトルネックを解消するとともに、環境価値の「見える化」を通じて、再生素材の供給・利用の拡大を推進してまいります。その際、再生素材の用途拡大に向けては、その需給双方からの情報を踏まえつつ推進策を検討してまいります。 また、再生素材の利用促進に向けたインセンティブについては、技術開発・インフラ整備に対する支援として、リサイクル・代替素材に関する技術の開発・実証や設備導入の財政的支援を政府予算案に盛り込んでいるほか、政府率先調達等による需要喚起、クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス（CLOMA）や「プラスチック・スマート」フォーラムを活用したリサイクル事業者と利用事業者のマッチング、化学物質の適正かつ効率的な管理、業界における認証整備等を支援してまいります。 こうした取組を進めるに当たっては、プラスチック資源循環への貢献をグローバル市場における中長期的な競争力の確保につながる我が国の新たな成長エンジンと捉え、中小企業を含むあらゆる企業にとっての成長分野として投資ができる環境整備を進めることを旨としています。 |

(2) バイオプラスチックへの代替促進

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|---|--|
| 23 | <p>(バイオプラスチックの導入に関する方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックは、それぞれ特性が異なることから、全く別の取組になり、検討視点も異なるため、両者の特性を正しく理解し、区別した上で、方針・考え方（導入るべきプラスチック製品に関する）や温室効果ガスの排出抑制等のメリットを提示するべきである。 バイオマスプラスチック、生分解性プラスチックの導入にあたっては、原料調達は食料競合・土地利用変化等に配慮するほか、製造段階のみならず、廃棄時におけるリサイクルまで含めたライフサイクル全体で環境負荷を配慮した上で、導入を進めるべきである。 国内の森林資源等を活用した原料によるバイオプラスチックやバイオマス複合素材を積極的に導入し、林業振興に貢献するべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> 本案では、各製品・素材の特性、利用実態とポテンシャルを踏まえ、バイオプラスチック導入に向けた基本的な方針や必要な施策を整理したバイオプラスチック導入ロードマップを策定し、これに基づき施策を展開することとしています。 令和3年1月に環境省・経済産業省・農林水産省・文部科学省が当該ロードマップを策定しており、ロードマップにおいては、持続可能なバイオプラスチック導入に向けた方針として御意見いただいた観点についても盛り込まれております。これに基づき施策を展開いたします。 |

| | | |
|----|---|---|
| 24 | <p>(バイオプラスチック導入に関する施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオプラスチックについての知識が一般の消費者には浸透していないため、バイオプラスチックの正しい理解も含め、プラスチック使用の削減、適切な処理、ポイ捨て禁止を定着させるべきである。また、バイオプラスチックの市場導入にあたっては、サプライチェーン全体でコスト、樹脂の性能について柔軟に対応する必要があり、利用者側に対する普及啓発を進めるべきである。 ・ライフサイクル全体（原料、加工、流通、廃棄、リサイクル）で環境負荷低減効果について、合理的、かつ、公平に評価される認証システムや表示を検討するべきである。 ・バイオプラスチックの安定的な供給体制の構築や生分解性などの高機能化に向け、生産設備・技術開発支援、政府率先調達等をはじめ検討することを求める。特に中小企業に対する支援を求める。 ・バイオプラスチックの機能を充分果たすことができる効果的・効率的なリサイクルを行う仕組みを検討するべきである。 ・利用側に対するインセンティブ措置やバイオプラスチック製品の製造における特許に関する対応を検討するべきである。 ・自治体指定のゴミ袋をバイオマス素材のゴミ袋へ切り替えることを義務化すべきである。 ・現時点では、バイオプラスチックの使用は、温室効果ガスの排出抑制と海洋生物保護に有効と考えられるが、脱炭素を目指す際の価値観は変動し得るため、自然環境及び社会の両面の変化を踏まえ、臨機応変に見直し、最適な施策を実行すべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本案では、各製品・素材の特性、利用実態とポテンシャルを踏まえ、バイオプラスチック導入に向けた基本的な方針や必要な施策を整理したバイオプラスチック導入ロードマップを策定し、これに基づき施策を展開することとしています。 ・令和3年1月に環境省・経済産業省・農林水産省・文部科学省が当該ロードマップを策定しており、具体的には、ロードマップに基づき、導入に適した用途への活用拡大のため、利用促進（企業間のマッチング、政府率先調達等）、ライフサイクル全体で環境負荷低減効果について評価される認証の整備、研究開発・生産体制の整備等の施策を展開いたします。 ・なお、リサイクル・代替素材に関する技術の開発・実証や設備導入の財政的支援を政府予算案に盛り込んでいます。 ・また、バイオプラスチック製造に関する技術的な進歩及び導入の状況、リサイクル等における状況の変化等に応じて、ロードマップは適宜更新してまいります。 |
|----|---|---|

4. 分野横断的な促進策

(1) 消費者の理解・協力の促進

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|---|
| 25 | <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源循環の現状、プラスチックの有用性、リサイクルの効果・費用、消費者の行動指針、代替素材の性能などについて、国が基盤となる調査・分析を行い、国民にわかりやすく情報発信すべき。 ・消費者の選択肢を無理に狭めないようにしつつ、消費者が事業者の環境に配慮した商品の価値を理解してもらえるようにすること、製品に関する情報を公開すること、購入のインセンティブなどが重要。 ・カーボンニュートラル実現に向け、プラスチックの処理方法により二酸化炭素の排出量が異なることを可視化すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・リデュース・リユース、分別・リサイクル、代替素材利用の一層の促進に当たっては、消費者の理解・行動が不可欠であり、前提となる我が国のプラスチック資源循環の現状や環境に配慮した商品の価値などのファクトを正確に伝え関心を持っていただくことが重要であり、様々な機会を通じて情報発信・環境教育等に努めてまいります。 |

| | | |
|--|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動やプラスチック問題に関する意識を高めるために、子供が関心を持つことをきっかけに親世代へ関心や取組や広がる効果を狙い、子どものころからプラスチック問題について教育すべき。 | |
|--|---|--|

(2) 企業・地方公共団体による先進的な取組の展開

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|---|--|
| 26 | <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源循環の取組に熱心な企業・自治体をモデル企業・自治体にして成功事例を作り、それを横展開すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業、地方公共団体などの先進的な取組については、ビジネスモデル構築への支援や、クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス（CLOMA）やプラスチック・スマートなどのプラットフォームを活用した成果の共有などを通じて、取組の横展開を進めてまいります。 |

(3) ESG金融による取組の後押し

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|---|---|
| 27 | <p>(ESGガイダンスの策定について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ESGガイダンスの策定にあたっては、企業の経営実態に即した、バランスの取れた形での検討を求める。 ・ESGガイダンスの策定の中で、具体的な数値目標を設定するなどして再生素材の利用を推進していただきたい。 ・気候変動に関連する情報開示の枠組みと整合的に検討すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本案では、プラスチック資源循環分野のESGガイダンスを策定し、プラスチック資源循環に率先して取り組む企業が投資家等に適切に評価され、企業価値向上と国際競争力につながる共通基盤を整備することとしています。 ・具体的には、「サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」（令和3年1月 経済産業省・環境省。以下「ガイダンス」という。）には、企業が情報開示する際には当該ガイダンスの枠組を基礎としつつ、自社のビジネスモデルや戦略等に応じて活用することが期待される旨を盛り込んでおり、企業の経営実態に即して活用されることを重視しております。 ・なお、本ガイダンスは、企業と投資家等の間の対話・エンゲージメントの手引きであって、それ自体が何らかの具体的な数値目標を設定する性質のものではありませんが、企業が特定したリスクに対応し、機会に転換していく際に、企業価値向上に向けた戦略の実行に関する道標として目標を、また、その達成度を測る尺度として重要指標（KPI）を、企業自らが予め設定することが重要であるとしています。御指摘の再生素材の利用についても、企業が自社の価値創造ストーリーに応じて、設定する指標例の1つと考えられるものです。 ・なお、当該ガイダンスの策定にあたっては、ESG開示フレームワークの共通化が国際的に進められることを踏まえ、TCFD提言など国内外で広く認知・活用されている枠組みを参考しております。 |

| | | |
|----|--|---|
| 28 | (ESG金融による取組の普及について) ・ESGガイダンスを多くのファイナンス関係者に活用してもらえるよう、普及を求める。 | ・策定されたESGガイダンスを国内外に情報発信し、ガイダンスに基づく投資家等と企業との建設的な対話への支援を推進するとともに、グローバルな活用拡大を図り、普及に努めてまいります。 |
|----|--|---|

(4) 政府の率先的・基盤的な取組

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|---|
| 29 | ・「予見可能性」とは具体的にどのようなことが明確にすべき。 ・政府の率先的・基盤的な取組の運用について、関係業界・諸団体にわかりやすく情報発信してほしい。 | ・「予見可能性」については、趣旨を明確にいたします。 ・関係業界・諸団体に取組が広がるよう、政府の率先的・基盤的な取組の推進に当たっては、関係業界なども皆さまへの丁寧なご説明・わかりやすい情報発信に努めてまいります。 |

III. おわりに

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|---|--|
| 30 | (施策の実施・進捗管理について) ・具体的な目標値、実施年限、スケジュールを明確に設定し、具体的な道筋を早期に提示してほしい。 ・制度全体の入口から出口までの全体像について客観的なデータを基にシミュレーションを行って、社会実装が可能なのかどうか、確認・検証していただきたい。 | ・今回掲げられた各施策については、「プラスチック資源循環戦略」の実現に向けて、速やかに検討を行い計画的に実施してまいりたいと考えております。 ・また、施策の進捗状況については、戦略の実現に向けた中間的なタイミングで整理・評価を行うなど、適切にP D C Aを回していくとともに、必要に応じて更なる施策を検討してまいります。 |
| 31 | (行政手続の効率化について) ・今後の施策とこれまでの取組との整合性をとり、手続きの重複排除・簡素化をお願いしたい。 ・上流側では労働安全・製品安全など、下流側では廃棄物処理など、それぞれ管理が必要であり、必要な手続などをないがしろにすべきではない。 | ・今回掲げられた各施策の実行に当たり、必要な管理が確実に実施されることを前提として、行政全体のデジタル化の動向も踏まえながら、行政手続の効率化・ワンストップ化等を進めてまいります。 |
| 32 | (プラスチック以外の素材分野について) ・素材ごとに、特性・他素材の含有・リサイクルスキームといった資源循環に関する状況が異なっており、一律ではなく素材ごとの状況を十分に考慮して検討すべき。 | ・「循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月19日閣議決定)においては、プラスチックのほか、バイオマス(食品や木など)、金属(ベースメタルやレアメタルなど)、土石・建設材料などの各素材について、環境への負荷・廃棄物の発生量の観点から課題のある素材、気候変動の緩和に貢献できる素材などとして、環境保全上の支障が生じないことを前提に重点的にライフサイクル全体の徹底した資源循環を行っていくこととしており、こうした方針に沿って素材ごとに施策を検討してまいります。 |

IV. その他

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|---|
| 33 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の詳細な制度設計の段階では、広く関係者の意見を聞き透明性を確保して丁寧に検討を進めるべき。 ・軽くて機能に優れたプラスチック包装材に対して、食品メーカー・中間商社・一般消費者が低価格・高品質を求め過ぎることが問題。 ・日本製品の海外輸出の促進のため、海外で策定されつつあるプラスチック容器包装の規制動向との整合性を確保すべき。 ・サーマルリカバリーはリサイクル比率のカウントからは外すべき。また、マテリアルフローにおいて国内リサイクルと国外リサイクルとは分けるべき。 ・廃棄物処理基本計画や産業廃棄物の電子マニフェスト制度を見直すべき。 ・ポイ捨て対策、漁具など海域で使用するプラスチックの管理施策や既に自然環境に放出されたプラスチックの回収方法についても盛りこむべき。 ・日本も海洋プラスチック憲章を批准すべき。また、海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す期限を2030年に前倒しをし、海洋流出の上位国や地域と流出を抑制する国際交渉を進めるべき。 ・プラスチックが石油の総使用量や総CO₂排出量に占める割合は僅か数%に過ぎず、石油の使用量削減やCO₂排出量削減のために他の施策を講ずるべき。 ・主語が省略されてたり片仮名用語が多用されてたりして、文書表現がわかりづらい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・頂いた御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。 |

(以上)